

神奈川県立綾瀬高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では「健全な精神と実践力を持った人材の育成」に努める中で、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、迅速かつ適切にこれに対処し、その防止に向けた対策を行います。

また、家庭や学校、関係諸機関との連携を大切にし、生徒が地域の人々と関わり、多くの目で見守られるよう、学校を中心としたコミュニティーを形成し続けます。

(いじめの禁止)

いじめはいかなる理由があっても許されません。決していじめを行ってはいけません。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・ 学級活動(ホームルーム活動)をはじめ、すべての教育活動を通じて、生徒の豊かな情操と道徳心を養い、いじめについて、他人事ではない自分自身の問題として理解を深め、「いじめを絶対に許さない」という心を育てます。
- ・ 生徒の少しの変化も見逃さず、気付いたときはすぐに学年や生徒支援Gを中心に情報を共有し、迅速かつ適切に対処します。
- ・ わかりやすい授業づくりを心掛けます。生徒が「わかる授業」を理解し、学校生活の歓びや充実感を高め、健全で向上心のある心を培うことを通じて、いじめ防止に役立てます。
- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について、校内研修や職員会議等を通して共通理解を図り、組織的に対応します。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・ 生徒対象いじめアンケート調査を年2回(7月、12月)実施します。
- ・ 毎回の学年会で各クラスの生徒の情報交換を行い、いじめの早期発見と防止に努めます。
- ・ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、いじめ相談窓口の設置及び整備を行います。また、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用を推進します。

- ・ 相談や通報があった事案は、「いじめ防止検討会議」を通して情報共有に努めます。
- ・ いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、職員の資質及び意識の向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行います。
- ・ いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送るために必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせるなどの措置を講じます。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行います。また、いじめを見ていた生徒やはやし立てたりした生徒に対して、今後はいじめを見たり知ったりしたときはすぐに誰かに知らせ二度といじめが起こらないよう心掛けさせます。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラルに関する研修等を実施するなど、必要な啓発活動を行います。

3 「いじめ防止検討会議」の設置

いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等を効果的に行うため、「いじめ防止検討会議」を設置し、学期に1回程度開催します。いじめと疑われる相談や通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「いじめ防止検討会議」の構成

管理職、生徒支援G、学年代表、教育相談コーディネーター、養護教諭、SC、SSW

※ 検討事項や事案の内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

<定例開催>

- ・ いじめ防止等への取組みの確認と点検(検討、計画、実行、検証)

- ・ いじめに関する相談や通報への対応
- ・ いじめ事案への対応
- ・ 情報の収集及びいじめの事実の有無の判断基準の検討
- ・ 緊急会議の必要性の判断
- ・ いじめ事案の報告

<緊急開催>

- ・ 情報の収集と共有
- ・ いじめ事案への対応と方針の決定
- ・ 県教育委員会への報告
- ・ 所轄警察との連携と対応(必要と認めた場合)

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命や心身、または財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ緊急調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ緊急調査委員会」の構成

管理職、生徒支援G、(当該生徒の)学年代表、専門的知識及び経験を有する者等の第三者

※事案内容により、構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命します。

※専門的知識及び経験を有する者等の第三者の調査への参加を図り、調査内容の公平性と中立性を確保します。

(2) 活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対する適時かつ適切な方法での情報提供及びその説明
- ・ 県教育委員会への調査結果の報告
- ・ 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒またはその保護者が希望した場合は、所見をまとめた文書を添えて、報告書を作成し、説明を行う。

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・ 「いじめの早期発見に関する取組み」を行えたか。
- ・ 「いじめの再発を防止するための取組み」を行えたか。